様式

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年9月15日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	○ 知事　　◉ 市区町村長等
2. 都道府県名	山形県
3. 市区町村名	白鷹町
4. 届出番号	3
5. 独自利用事務の事例番号	9-1
6. 届出書を公表している ウェブページのアドレス	http://www.town.shirataka.lg.jp/

執行機関名　白鷹町長

子どもの医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	白鷹町医療給付事業に関する条例(昭和48年条例第32号)による次に掲げる事務であって規則で定めるもの (3)子育て支援医療給付事務
②番号法別表第1の項	7	
③番号法別表第2の項	9	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		白鷹町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例別表第1　第1の項 白鷹町医療給付事業に関する条例(昭和48年条例第32号)による次に掲げる事務であって規則で定めるもの　(3)子育て支援医療給付事務
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第1条	白鷹町医療給付事業に関する条例(昭和48年条例第32号)第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条　すべて国民は、児童が心身ともに健やかに生まれ、且つ、育成されるよう努めなければならない。 2　すべて児童は、ひとしくその生活を保障され、愛護されなければならない。	第1条　重度心身障がい者(別表第1第1項に掲げる者をいう。)、乳幼児等及びひとり親家庭等の医療を確保し、社会福祉の増進を図るため、医療費等の一部を負担し、その軽減を図ることを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		白鷹町医療給付事業に関する条例(昭和48年条例第32号) 白鷹町医療給付事業に関する条例施行規則(昭和48年規則第18号)